

「校長の人事構想」による強制異動を許すな!

希望が生かされ安心して教育活動ができる人事異動の実現を!

東京の教育と教職員のくらしを守る 人事異動要求を実現しよう

- 自己申告書裏面に、希望地区や事情など自由に記入できます。
- 都教組ピンクカードのとりくみが大きな力になります。
- 校長・地教委交渉などで人事異動要求を実現しましょう。



発行所
東京都千代田区二番町12-1
エデュカス東京(全国教育文化会館)
東京都教職員組合
電話(3230)3891
編集発行人
池田 吉成

1部100円(郵送料別)
組合員の購読料は組合費に含む

モバイルサイトURL
http://www.tokyo
uso.net/
ホームページ
http://www.tokyouso.jp/
E-mail:tokyoso@zenkyo.org

2011年度へむけた 人事異動Q & A

日程の関係で、事務職員・
栄養職員のQ & Aは後日
配布します。

目次

- はじめに
今後のとりくみ
自己申告裏面を記入するにあたって
- 1、記入・提出の対象者 (Q 1)
 - 2、必異動 (Q 2、3)
 - 3、定年退職直前での異動 (Q 4)
 - 4、必異動年限をこえての在任 (Q 5)
 - 5、3年未満での異動 (Q 6)
 - 6、新採以来最初の異動 (Q 7、8)
 - 7、保育・介護・病気など (Q 9)
 - 8、異動希望地区 (Q10、Q11)
 - 9、勤務年数の計算 (Q12)
 - 10、地域経験のカウント (Q13~21)
 - 11、異動できる地域・地区 (Q22~23)
 - 12、異動対象除外 (Q24)
 - 13、育児短時間勤務について (Q25)
 - 14、提出の切り (Q26)
 - 15、未提出 (Q27)
 - 島しょの異動 (Q34)
 - 通勤時間 (Q35)
 - 過員の場合 (Q36)
 - 異種学校間異動、異種教科間の異動 (Q37~39)
 - 統廃合にかかわる異動 (Q40、41)
 - 幼稚園教員の異動 (Q42)
 - 内示に不満な場合 (Q43)
 - 不当労働的為などの場合 (Q44)
 - 特別支援教育コーディネーターに係る異動 (Q45)
 - 島しょ地区・西多摩地区公立小中学校教員公募について (Q46)

はじめに

① 改悪された人事異動要綱による教員の人事異動が8年目を迎えます。都教組は、この4月に異動された教職員の皆さんに人事異動アンケート調査を行い、「校長の人事構想」による恣意的、強権的な人事異動が行われた実態を問題視するとともに、希望が生かされ、安心して教育活動ができる人事異動を求める上での様々な課題を明らかにしました。

このアンケートをもとに「2011年度人事異動要求書」を、7月29日の第1回都教委交渉に提出しました。さらに第2回都教委交渉を8月26日に行いました。

② 現場・専門部の代表も含めた2回の交渉の中で、私たちは「校長の人事構想」による人事異動の理不尽な実態や、学校運営自体に重大な支障を与え、父母・地域からも苦情が出された実態を鋭く告発し、人事異動要綱の抜本的見直しを迫りました。また、コロナ変わる異動によって子ども・地域の結びつきが断ち切られている実態、退職を前にした教職員の子どもたちへの思い、通勤時間の120分への不安、保育や介護、病氣治療など個々に事情を抱えながらがんばっている教職員の気持ちなど、現行の人事異動要綱の問題点も強く告発しました。

③ 都教委はこうした現場の実態、教職員の不安や子どもたちへの思いに対し、「要綱を見直す考えはない」と表明しつつも、

- ・学校が組織的に地域や保護者の信頼に応えることは大切。
- ・異動にあたっては教職員個々の意見を聞き、十分な相互理解を図ることは大切。

今後のとりくみ(ピンクカードの重視を)

① 今後、人事異動闘争の到達点である都教組と都教委の「一問一答」、これまでの交渉・要請の中で明らかにさせた「都教委の考え」をもとに、校長、地教委、都教委交渉を強化し、異動作業の中で、具体的要求実現をめざす本部・支部・地区協・分会が一体となった要求実現のとりくみが重要になってきます。

② 人事異動は自己申告、中間面接から始まり「校長の人事構想」による強制的異動をさせないとりくみが決定的に重要です。基本的には、その地域、その学校でがんばっている教職員の希望を尊重させることです。具体的には、自己申告書、中間面接での本人の希望や意向を校長に十分に伝え、理解させ、地教委に具申させることが重要になってきます。また、「校長の人事構想」については、職場でオープンに話す、職員会議などで議題にさせるなど、学校としての共通認識にしていくとりくみが大切になってきます。

③ 同時に異動について校長の強権的・恣意的な言動、セクハラ、パワハラ言動があれば直ちに問題として取り上げて是正させるために本部・支部・地区協・分会が一体となったとりくみを行います。

自己申告裏面を記入するにあたって

④ とりわけ保育、介護、病氣治療など、異動に際しての本人個々の事情は、安心して仕事を続けたいという思いを、自己申告書の裏面に「異動について」の欄に記入して提出しなくてはならないのですか?

1、記入・提出の対象者

Q1 在校年数3年目、4年目、5年目の人は自己申告書の裏面の「異動について」の欄に記入して提出しなくてはならないのですか?

A1 都教委は提出するとしています。異動を希望しない場合は、自己申告書の「異動について」の欄の「(1)現任校に引き続き勤務したい」に〇をして、面接でも校長とその旨をよく話をして具申させるようにとりくみます。異動を希望する場合は、「(3)異動したい」に〇をして、「自己の異動についての意見」欄に異動希望地区や沿線名(記入数も自由)などを自由に記入できます

【「一問一答」5の②】。〇線沿線の△△地区・□□地区など、本人の希望をわかりやすく書くことができます。また、保育、介護、病氣など、事情がある場合は、その内容を具体的に明瞭に記入します。都教委は「保育、介護、病氣など」について今までも配慮しているが、校長の具申及び区市

けるための最も土台となる勤務条件です。この点は都教委も「配慮する」と明言しています。そのためにも校長に本人事情をきちんと伝え、地教委に上げさせるとりくみが重要です。特にピンクカードのとりくみを重視してすすめていきましょう。

⑤ 事務職員・栄養職員の人事異動については、昨年度の内示が3月23日(火)となり、引き継ぎや異動準備に大変な困難をきたしました。学校づくりに不可欠な一人職場での職務の実態を十分配慮し、昨年度のようなことがないように要求していきます。

⑥ 都教委は、2007年4月から「都立学校経営支援センター」を都内6ヶ所に開設しました。このねらいは、都立学校の事務職員削減とともに、「学校支援」と称して学校運営に直接介入できるシステムづくりにあります。また、この動きは、事務職員・栄養職員の人事異動にも、影響が出る可能性があります。都教組は、引き続き、とりくみを強めます。なお、日程の関係で、事務職員・栄養職員のQ & Aは、後日配布します。

⑦ 職場の全教職員の団結を大切にし、東京の教育と教職員の生活を守る運動を、教職員・父母・都民とともにすすめていくことが一層重要です。また人事異動のとりくみの中で、職場すべての未加入者に都教組加入を呼びかけましょう。

2、必異動

Q2 3年目以降の人は必ず異動しなければならないのですか?

A2 「3年で異動の対象になるというだけで、必ずしも異動するわけではない」(教職員向けパンフレット「平成15年9月1日から教職員の定期異動要綱がわかります」東京都教育委員会)と都教委は自ら明記しています。あくまでも「異動の対象になる」ということです。ただし、3年以上は異動対象者として、異動についての自己申告書の記入・提出を求められます。希望が生かされ、教育的配慮を十分尊重する立場から、本人の希望を校長具申に確実に反映させるとりくみが重要に

2地域経験となります。ただし、かつて過員の関係でやむを得ず異動したケースは、同一地区内でも合わせて2地域経験となります。

Q20 過去に東京の教員の経験があります。経験地域はどうなるのでしょうか？

A20 過去に東京都の教員で一度退職し、再度都に採用された場合は、過去の経験地域は「地域みなし」とされます。ただし、学校数としてはカウントしていません。

また、都立学校の経験は、何校経験でも1地域・1校経験とみなされません。しかし、他県や私立での教員経験、都立高校での実習助手は、経験地域とはみなされません。

Q21 過員や統廃合などで、3年未満で異動した場合の地域経験のカウントはどうなりますか？

A21 都教組の「過員、統廃合、要綱外地域への異動など、教育委員会の理由による異動は、従来通り1地域・1校みなしとカウントする」という要求に対して、都教委は「これまでと同様に考慮する」と回答しています。【「一問一答」24】

つまり、「1地域・1校みなしとカウントする」ということですが、限定条件が付きまします。限定条件とは以下のとおりです。過員、統廃合についてカウントする場合は、本人が3年在校したことも教育委員会の理由で在任できなかったような状況の場合です(「1校の実勤務年数が3年未満の者は経験とみなさない」と「要綱」で定めています)が、教育委員会の都合で「要綱」とおりにいかない場合。ただし、過員解消の場合は、3年未満のしかり対象にならないというような限定的な状況など、本人の都合ではなく、学校の都合で過員解消の対象者として校長が具申する場合です。また、要綱外地域への異動とは、3地域未満の人を、教育委員会の理由で要綱の基準外の地域の人に異動させた場合を指します。

11、異動できる地域・地区

Q22 旧要綱で1地域または2地域経験ですが、今いる地域に属する地区に異動することはできませんか？

A22 できます。5校を経験するまでに異なる3地域を経験するということなので、1地域または2地域経験の人が3校目、4校目で現任校のある地域内で異動することは可能です。

都教委発行のパンフレットには「これまで2地域を経験したものが同地域の異なる地区へ異動する場合がありますが、それは異なる地域にはなりません。」と明記しています。

Q23 すでに3地域経験していますが、今いる地区内に異動できますか？

12、異動対象除外

Q24 異動の対象から除外されるのはどういう場合ですか？

A24 2010年4月1日現在で、(1)休職中の者、(2)妊娠・出産休暇及び育児休業中の者、(3)妊娠中の者及び産後6ヶ月を経過しない者、(4)病欠休職の復職後6ヶ月を経過しない者、(5)その他個別に検討を要する者として、また、6年に達しても校長の具申・地教委の内申に基づいて都教委が認められたものは異動の対象とならないとしています。

13、育児短時間勤務について

Q25 育児短時間勤務で働いていますが、異動の対象になりますか？

A25 都教組の質問に対して都教委は「基本的に異動対象除外にはないが、できるだけ現任校に勤務するよう配慮する」とし、「他地区への異動については異動要綱の第3の4の(5)『その他対象になります。』」と回答しています。

14、提出の×切り

Q26 中間申告における自己申告書の×切りはいつ頃ですか？

A26 校長の具申・地教委の校長ヒヤリングは、およそ10月下旬から11月上旬となります。10月下旬までには提出を求められることが予想されます。日程は事前に校長に確かめましょう。

15、未提出

Q27 自己申告書を出していないのですが、異動はどうなるのでしょうか？

A27 都教委は、「所定の申告時までに、当初申告を提出していない者については、それ以降の申告は認められない扱いであることにより、当初申告を提出していない場合は、異動についての意向及び異動先を二任したものと扱おう」とした事務連絡文書(2003.9)を出しています。しかしこの同じ文書で、都教委は地教委に対して、「ただし、自己申告書未提出者に対しても面接を実施すること。」「当該教員の異動について、その有無も含めて、十分に説明すること。」「当該教員に関する事情を聞き取り、必要があれば異動に関する校長所見に記入すること」の3点に「留意する必要がある」としています。さらに都教委は、未提出による懲罰人事を行うつもりはない旨を口頭での都教組とのやりとりで確認しています。都教組は、自己申告書の導入当時から「二任」文書の

15、未提出

Q28 異動を希望しないのに、校長が異動するよう言っています。どうしたらいいのでしょうか？

A28 都教委が「校長の具申を尊重する」として、いる状況を十分認識してとりくむ必要があります。都教委は「中間面接では、校長は人事構想について、教員からの意見等を聞くなど相互理解に努める必要がある」と【「一問一答」16】と回答しています。ですから、本人のあきらみ知らぬところでカードが動くことはありえませんが、あつてはなりません。また、「異動検討対象者の異動の有無については、区市町村教育委員会を通じて校長から本人に伝えるよう周知し、指導していく」と答えています【「一問一答」4②】。校長に希望を明確に伝えて、異動させたい理由など校長の意向も明確にさせ、ねばりつよく話し合ひましょう。不当な言動、セクハラ、パワハラ言動などは事実を正確に記録し、少しでも早く組合に相談してください。また、校長が「相互理解」がなされないまま、一方的に話し合ひを打ち切ろうとした場合も、組合に相談してください。

Q29 私は異動を希望しないのですが、校長は面接ではつきりと異動させるとも、させないとも言わず、よくわかりませんでした。どうしたらいいですか？

A29 校長の判断は面接で明確に示すことになっています。ですから、そのような場合は、再度十

Q15前地域(平成9年4月1日以降の地域指定)

A地域	千代田区、中央区、港区、北区、荒川区、練馬区、葛飾区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、多摩市、羽村市、あきる野市
B地域	文京区、台東区、大田区、渋谷区、杉並区、板橋区、江戸川区、立川市、昭島市、府中市、町田市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西多摩
C地域	新宿区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、足立区、八王子市、青梅市、府中市、小平市、国分寺市、武蔵村山市、稲城市、西東京市
D地域	大島管内、三宅管内、八丈管内、小笠原管内

Q15旧地域(昭和57年度～平成8年までの地域指定)

A地域	江東区、品川区、目黒区、北区、荒川区、練馬区、葛飾区、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東大和市、羽村市、西多摩、大島、三宅、八丈、小笠原
B地域	大田区、杉並区、板橋区、足立区、江戸川区、八王子市、青梅市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市
C地域	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、立川市、武蔵野市、昭島市、小金井市、小平市、日野市、田無市、保谷市、福生市、清瀬市

Q17島しょへき地・隔遠地特例校一覧

1 島しょへき地校

区分	小学校	中学校
2級地	大島町立 つばき小学校	大島町立 第一中学校
	〃 さくら小学校	〃 第二中学校
	〃 差木地小学校	〃 第三中学校
3級地	新島村立 新島小学校	新島村立 新島中学校
	〃 若郷小学校(廃止校)	〃 〃
	神津村立 神津小学校	神津村立 神津中学校
	〃 三宅小学校	〃 三宅中学校
	〃 阿古小学校(廃止校)	〃 阿古中学校(廃止校)
	〃 坪田小学校(廃止校)	〃 坪田中学校(廃止校)
	八丈町立 三根小学校	八丈町立 富士中学校
	〃 大賀郷小学校	〃 大賀郷中学校
	〃 櫻立小学校	〃 三原中学校
	〃 中の郷小学校	〃 〃
〃 末吉小学校	〃 〃	
4級地	利島村立 利島小学校	利島村立 利島中学校
	新島村立 式根島小学校	新島村立 式根島中学校
5級地	御蔵島村立 御蔵島小学校	御蔵島村立 御蔵島中学校
	青ヶ島村立 青ヶ島小学校	青ヶ島村立 青ヶ島中学校
	小笠原村立 小笠原小学校	小笠原村立 小笠原中学校
〃 母島小学校	〃 母島中学校	

2 隔遠地特例校だった学校(07年度より廃止 ただし檜原村は08年度廃止)

小学校	中学校
八王子市立恩方第一小学校	八王子市立恩方中学校
八王子市立恩方第二小学校	
八王子市立元木小学校	
八王子市立美山小学校	
八王子市立川口小学校	
檜原村立檜原小学校	

面接について

撤回を強く要求し、異動の権利を守り、懲罰人事を許さないためにとりくんでいます。自己申告書を出していないことも、校長に異動に関する自分の意志を伝えることが重要です。

・「しない」が判明するのですか？

A30 以前、都教委は、現任校3年以上の異動対象者について、本人は「異動したくない」が、校長の判断は「異動させたい」という場合、「連絡」という手続をとって11月上旬に「異動する・しない」を地教委・校長を通じて本人に伝えていました。しかし、都教委は14年度からこの「連絡」を削りました。都教委は、この場合「異動する・しない」の決定通知を校長の判断を面接で伝えることと済ませようとしています。しかし、「相互理解」ができない場合は、話し合ひをねばり強く続けることが重要です。恣意的な理由での異動強要は、その言動を事実としておさえて、ただちに組合に相談し、いっしょにとりくむことが重要です。

Q31 私は「異動したくない」、校長は「異動させたい」ということで、面接後も話し合ひを続行していますが、希望地区などもろろん記入していないので、もし異動になってしまったらと不安です。

A31 「相互理解」ができない場合は、ねばりつよく話し合ひることが重要です。ただし、異動の作業日程として異動申告書が地教委にある時点まで、再度、カードを本人のところまで戻して、希望地区などを記入することは可能です。異動申告書が都教委に行ってしまうと校長に口頭で伝え、校長から地教委を通じて都教委まで伝えることは不可能です。その場合は直ちに組合に連絡してください。

Q32 面接では校長は「異動する・しない」について明確にしなかったのですが、3年目なので「異動しない」と安心していますが大丈夫ですか？

A32 校長の判断は面接で明確に示すことになっています。しかし、そのようなケースの場合は再度確認する必要があります。【Q29】で示したように

Q33 私は3年目で、異動を希望しないし、校長からは異動させないといことを面接で伝えられました。異動はないということですね。また、提出した自己申告書はどのように扱われるのですか？

A33 異動にはなりません。ただし、くれぐれも校長に明確な確認をしてください。3年以上は異動の対象ですので、校長は地教委に「校長用の異動申告書」を提出します。地教委は一覧表にして都教委に提出しますが、この場合は「異動申告書」は地教委までです。異動の対象となる3年目以上5年目までの方は、「異動させない」という校長の具申がされた場合は異動にはなりません。面接でよく確認しましょう。

中間面接後のこと

Q34 島しょの学校に勤務している場合の異動はどうなりますか？

A34 都教組の「島しょ教育の充実をはかるため、島しょ等の異動は島しょの実情に基づいて柔軟に対応すること」という要求に対して、都教委は「島しょへき地等における教員組織の充実をはかる。実施にあたっては、異動要綱に基づき、校長の具申及び区市町村教育委員会の内申に基づいて個々に判断して適切に異動を行う。」と回答しています。これまでのように、文書の中に「島しょへき地等の居住者」を異動対象除外・規定にふくまない異動の具体例としてあげてはいませんが、しかし、都教委は、「これまでもそうしてきましたし、一人ひとりの状況については、十分、地教

島しょの異動

撤回を強く要求し、異動の権利を守り、懲罰人事を許さないためにとりくんでいます。自己申告書を出していないことも、校長に異動に関する自分の意志を伝えることが重要です。

委、支所あるいは出張所の副所長とのヒヤリングを通じて具体的に聞き取った形での異動となる。」と03年度から口頭で回答しています。居住の問題

通勤時間

Q35 120分まで通勤可能な時間ということでは長時間通勤になるのが心配ですが?
A35 都教委は「おおむね60分から90分を標準とする」「異動作業としては、標準時間でおさまる

過員の場合

Q36 過員の場合どう対処したらいいでしょうか?
A36 現「要綱」では「過員解消のため異動を必要とする者は異動の対象とする」としています。校長が一方的に過員対象教科の全員を対象として

Q37 都立学校との間の異種学校間異動はどうなりますか?
A37 「要綱」の中で、「都立言・ろう・養護学校の小・中学部との交流が促進されるよう努めるものとする」としています。都教組は、特に区立養護学校との交流をすすめるように要求しています。
Q38 小・中・高校間の異種学校への異動、あるいは異種教科間の異動は可能なのでしょうか?また、どのようにするのでしょうか?
A38 可能ですが、入都資格が異なる学校・教科への異動は、基本的には「適正選考」に合格しなければ異種学校・教科への異動の資格がありません。「適正選考」は教員採用試験と例年ほぼ同じ時期に実施されます。また、「適正選考」の

異種学校間異動、異種教科間の異動

種類によって実施するかどうかはその年度によって異なります。異種間異動を希望する方は「異種間異動の例」を参考にし、「適正選考」が必要な場合は、年度当初に校長に「適正選考」についての話をよく聞いておく必要があります。
異種間異動についての申告は、自己申告書裏面の左下の「自由意見」の上に、専用の記入用紙を貼り付けコピーをするかたちになります。専用の記入用紙は校長が持っています。
Q39 必異動の際の異種間異動はできないといわれたのですが?
A39 都教委は「必異動」での異種間異動については「原則としてできない」としてきました。それは、異種間異動ができなかった場合、一般の異動になります。その時期が遅れてしまい異動条件が困難になるためです。

統廃合にかかわる異動

Q41 統廃合になり、旧校から新校に異動した場合、経験年数などはどのようにカウントしますか?
A41 都教委は、経験年数のカウントのしかたを3つに分けて述べています。

など、個々の事情を自己の異動についての意見欄に記入し、校長とよく話し合うことが重要になります。
Q42 統廃合になり、旧校から新校に異動した場合、旧校の経験はどのようになりますか?
A42 都教委は「この数年、旧校分を1地域1校経験とはしない」としていますが、Q41の基準に従い、経験校数はカウントされます。

幼稚園教員の異動

Q42 幼稚園教員の異動はどうなっていますか?
A42 2000年4月からの地教法59条の廃止による区移管にもなっており、異動については各区分で行うことになっています。他区分への異動(区間相互の人事交流)を希望している場合は、特別区人事厚生事務組合教育委員会と区教育委員会が協議して、「特別区幼稚園教諭人事交流実施基準」にもとづいて作業を行っていきます。実施

内示に不満な場合

Q43 内示に不満な場合どうしたらいいのですか?
A43 都教組の「人事異動について問題が生じた場合、協議を行うこと」という要求に対して、都教委は「必要に応じて話し合う考えである」と答

不当労働行為、パワハラ言動などの場合

Q44 地教委、校長による「職権記入」、希望地域外地域の記入の強制、肩たたき、情実人事、恣意による人事や組合脱退の教唆誘導などの不当労働行為はあってはならないと思います。また、思想・良心の自由侵害、男女差別、パワハラメント行為、セクハラ行為等もあってはならないと思います。もしあった場合どうしたらいいのですか?
A44 都教委は、「自己申告書の記入・変更は、本人が行うものである。なお、不当労働行為はあってはならない」「思想・良心の自由侵害、年齢

特別支援教育コーディネーター育成にかかる異動

Q45 「特別支援教育コーディネーター育成にかかる異動」が試行されているとききましたが、どのような制度なのでしょうか?
A45 都教委は、「小学校および中学校における教諭(コーディネーター育成対象者)を特別支援学校へ」「特別支援学校から小学校及び中学校の特別支援学級に」異動を行うとしました。都教委文書(方針)では、「異動期間は原則1年間」1

①平成21年4月1日以降に開校した統合校については、廃校となった母体校での実勤務年数を合算しない。
②平成20年度以前に開校した統合校については、廃校となった母体校での実勤務年数を合算す

Q42 統廃合になり、旧校から新校に異動した場合、旧校の経験はどのようになりますか?
A42 都教委は「この数年、旧校分を1地域1校経験とはしない」としていますが、Q41の基準に従い、経験校数はカウントされます。

基準は「(1)同一の区に5年以上在職する幼稚園教諭(以下、職員という)で、内部の異動が困難なため区教育委員会が交流することを必要と認める場合(2)遠距離通勤等の理由により、職員から交流の申し出があり、区教育委員会が交流することを適当と認める場合(3)その他職務上の必要から区教育委員会が交流を特に必要と認める場合」としています。

えています。したがって問題が生じた場合は、分会、組合員などを通じて支部・地区協にすぐ連絡し、いち早く組合としてとりくめるようにしてください。

による差別、男女差別、セクシュアルハラスメント行為、パワハラメント行為があつてはならないと考える」「人事異動においては、これまでも恣意的・差別的な扱いはあってはならないと明言している」「校長による不適切な事例については、区市町村教育委員会を通じて個別に指導する」「(1)二問一答43、4の①、③」と回答しています。したがって、不当な扱いや不当労働行為、パワハラ言動があった場合は、組合に相談しましょう。

年経過後は現任校に配置する」「原則として同一地域および隣接地域の学校とする」としています。なお、都教組は都教委に、強制してはならないことを確認しています。また、特別支援学校、特別支援学級のいずれから希望が出ても、同一または隣接地域からもう一方の希望が出なかった場合は、この制度による異動は成立しないことも確認しています。困ったことや疑問があれば、都教組

Q46 「島しょ地区公立小中学校教員公募」について教えてください。
A46 都教委は、09年度から「島しょ教育に意欲と適性のある公立小中学校教員を公募すること」と応募の対象を「都内公立小中学校に勤務し」「現任校に三年以上勤務している」「教員(含主幹教諭)」「島しょ教育に意欲のある」教員などと、「書類選考と面接を実施して候補者を決定する」と述べています。応募するには学校長から必要書類(二

異種間異動の例

異種学校間異動(校種を変えて異動)、異種教科間異動(教科を変えて異動)ができるのは、次の例のような人です。適正選考合格者とは、異動を希望する学校類、教科についての適正選考に合格した人をいいます。

1. 同一校種類の異種教科間異動の例
 - ア、小学校全科 → 小学校専科
 - イ、小学校専科 → 小学校全科…入都資格者が小中共通教科(専科)の人は適正選考合格者に限る。
 - ウ、小学校全科 → 小学校特別支援
 - エ、小学校特別支援 → 小学校全科…入都資格者が心身障害(特担)の人は、適正選考合格者に限る。
 - オ、中学校各教科 → 中学校特別支援
 - カ、中学校特別支援 → 中学校各教科…入都資格者が心身障害(特担)の人は、適正合格者に限る。
2. 同一教科の異動学校間異動の例
 - ア、小学校専科(音・図・家・保体) → 中学校(音・美・家・保体の教科)
 - イ、中学校(音・美・家・保体の教科) → 小学校専科(音・図・家・保体)
 - ウ、小学校特別支援 → 都立特別支援学校小学部
3. 異種学校・異種教科間異動の例
 - ア、小学校全科 → 中学校各教科…適正選考合格者に限る。
 - イ、中学校各教科 → 小学校全科…適正選考合格者に限る。
 - ウ、小学校現任教科 → 高等学校他教科…適正選考合格者に限る。
 - エ、中学校現任教科 → 高等学校他教科…適正選考合格者に限る。

「島しょ地区・西多摩地区公立小中学校教員公募」について

種類)をもらい記入の上、提出します。都教組は、この公募においても「相互理解を大切に」「恣意的・差別的な異動があつてはならない」ことを都教委と確認しています。「(西多摩地区公募)」についても同様の確認を行っています。

に連絡してください。